

ここが知りたい!新規制基準 Q & A



規制基準って、何?



新たに原子力発電所を建設する際の審査に使われるものです。既設の発電所を再稼働する際にも適合が義務づけられています。

新たに原子力発電所を建設する際には、「原子炉等規制法^{*}」に基づき、原子炉の設置や運転について原子力規制委員会の許可を得る必要があります。そのための手続きには、原子炉の基本設計や方針などを審査する「原子炉施設設置変更許可」、原子炉の詳細設計を審査する「工事計画認可」、そして、運転管理について審査する「保安規定変更認可」があり、事業者からの申請を受けて原子力規制委員会や原子力規制庁が審査を行います。

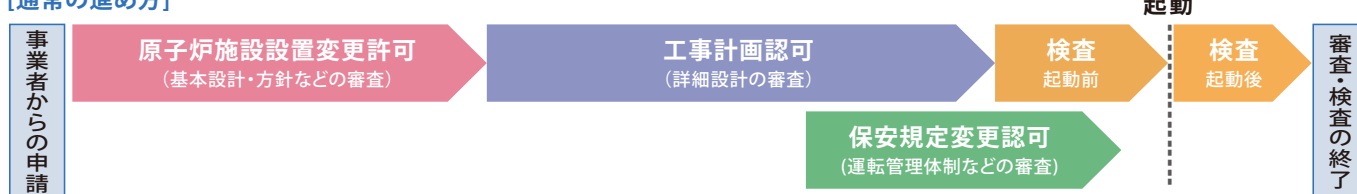
こうした審査を行う際のルールとして、原子力規制委員会には「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」などさまざまな委員会規則が設けられています。これらの規則は以前から省令などとして存在していましたが、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を受け大幅に改正され、原子力規制委員会によって2013年7月8日に施行されました。これらの改正された委員会規則全般を、「新規制基準」と呼んでいます。

また、「原子炉等規制法」の改正によって、すでに認可を受けている原子力発電所に対しても新規制基準への適合を義務づける「バックフィット制度」が設けられました。このため各事業者では、運転を停止している原子力発電所が新規制基準へ適合するように対策を行い、対策が整ったプラントから順次、原子力規制委員会へ「原子炉施設設置変更許可」、「工事計画認可」、「保安規定変更認可」の申請を行っています。

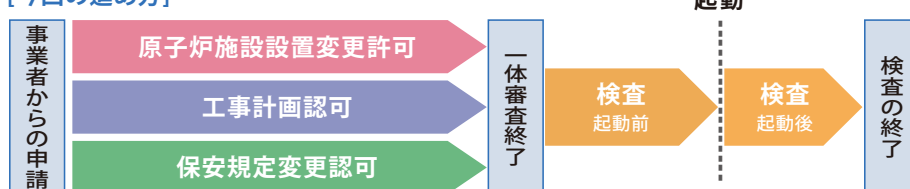
※「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(通称「原子炉等規制法」)

■新規制基準施行後の当面の審査・検査の進め方(イメージ)

[通常の進め方]



[今回の進め方]



出典:原子力規制庁ホームページより作成